

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	第1回みよし火葬場建設候補地選定委員会		
開催日時	令和7(2025)年5月30日(金) 午前10時から午前11時55分まで		
開催場所	みよし市役所6階 601・602会議室		
出席者	(委員) 宇佐美純也、小野田桜子、小林是子、澤木慎路、柴田正幸、塚崎礼子、本田靖和、安田拓郎、阿部順子、佐藤雄哉、松井志夫 (関係者) 生活環境課長 鈴木孝明、都市計画課長 鈴木哲也、都市計画課副主幹 岡本祐嗣、一般社団法人火葬研 (事務局) 経営企画部長 海堀崇、経営企画部参事 岡田順児、経営企画部次長兼企画政策課長 近藤健、企画政策課主幹 水谷昌弘、企画政策課副主幹 加藤公伯、福上慎吾 (傍聴者) 3人		
次回開催予定日	令和7(2025)年7月上旬		
問合せ先	担当：経営企画部 企画政策課(加藤) 電話：0561-32-8005 ファックス：0561-76-5021 メール：kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
次第	1 はじめに 2 議題 (1) 候補地選定の進め方について (2) 火葬場整備基本方針について (3) 建設候補地一次選定評価基準について 3 その他		
経営企画部次長	定刻になりましたので、ただいまから「第1回みよし市火葬場建設候補地選定委員会」を開催いたします。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます、経営企画部次長の近藤と申します。よろしくお願いいたします。 本委員会は、「みよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱」の規定に基づき、会議を公開することとしておりますのであらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。なお、傍聴者の方におかれましては、受付時にお渡しいたしました注意事項を遵守いただきますようお願いいたします。 はじめに、本日は第1回目の会議でありますので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。		
	< 委員自己紹介 >		
経営企画部次長	ありがとうございました。 続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。		
	< 事務局自己紹介 >		
経営企画部次長	続きまして、本委員会は「みよし市火葬場建設候補地選定委員会に関する要綱」に基づき開催する会議となります。会議の趣旨等について事務局から御説明いたします。		
事務局	まず、資料として次第の次にお配りしております、委員名簿及び「みよし市火葬場		

	建設候補地選定委員会に関する要綱」を御覧ください。本委員会は、市内での火葬場整備を進めるに当たり、その建設候補地の選定に関し、外部の視点からの意見又は助言を求めるために開催する会議であり、本年４月に設置しております。委員の皆様には、火葬場建設候補地の条件や候補地選定に関すること等について、御意見、御助言をいただきたく存じます。また、本委員会は、市民代表８人、学識経験者２人、団体代表１人の全１１人で構成されております。必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聞くことができとなっております。本日も市役所関係部署の職員を同席させていただきました。なお、先ほど御挨拶させていただきましたけれども、会議の事務局は企画政策課で担当させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 説明は以上です。
経営企画部次長	要綱にもありますとおり、本委員会では第４条第１項の規定に基づき、会議を進行する座長を委員会参加者の互選により定めることができとなっております。座長の選出を行いたいと存じますが、座長選出についてどなたか御意見はございませんでしょうか。
委員	梶山女学園大学の阿部先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
経営企画部次長	ありがとうございます。 阿部委員を座長にという御意見をいただきましたが、御異議ありませんでしょうか。
一同	異議なし
経営企画部次長	それでは、座長は阿部委員に決定し、今後の会議の進行は阿部委員にお願いしたいと思います。 阿部委員、よろしく願いいたします。
座長	折角の機会ですし、皆様もいろいろな思いがおりだと思しますので、ぜひ積極的に御発言いただければと思います。 では、次第に沿って議事を進行してまいります。議題（１）候補地選定の進め方について事務局から説明をお願いします。
事務局	< 議題１説明 > それでは議題（１）候補地選定の進め方について御説明させていただきます。 資料１の２ページを御覧ください。候補地選定の流れをお示ししております。候補地の選定は、一次選定及び二次選定の二段階で選定を進めることを考えております。はじめに、一次選定として市内で候補地となり得るエリアの絞り込みを行います。一次選定では、市内のこういった場所、区域を考慮して候補地を選定していくか、そういった条件を定めて、その条件に基づいて建設可能エリアを絞り込んでいくという方法を考えております。二次選定では、候補地を選定するための具体的な評価項目や評価基準を定めて、一次選定で抽出されたエリア内の候補地について、評価項目及び評価基準に基づき評価を実施してまいります。 次のページを御覧ください。候補地選定のスケジュールについて御説明いたします。本日の第１回では、火葬場整備に深く関わってくることとなる基本理念及び基本方針について御意見をいただき、次に一次選定のための基本条件を整理いたします。そして第２回の委員会で、一次選定で抽出された候補エリアを確認し、二次選定のための評価項目及び評価基準について整理を行います。最後の第３回目の委員会では、二次選定の評価項目及び評価基準に基づいて候補地を評価するというスケジュールを予定しております。第２回目は７月に、第３回目は８月に開催する予定としておりますのでよろしくお願いいたします。 議題（１）の説明は以上となります。
座長	ありがとうございました。今の事務局の説明で、今日、７月、８月、このように進めたいということですがけれども、この進め方についていかがでしょうか。早いとか遅いとか、遠慮なく意見をいただければと思います。御質問でもよろしいかと思います。
委員	第３回で候補地を評価した後、その後はどのようになるのか、簡単に結構ですのでお願いします。
座長	事務局から御説明いただけますか。
事務局	事務局からお答えさせていただきます。 本委員会では候補地に対しての評価を行っていただくということですがけれども、こ

	の委員会で選定していただいた候補地につきまして、その御意見を受けて最終的に市が候補地を決定していくという流れになります。8月に委員会で意見をまとめていただいた後は、できるだけ早く市で候補地を決定していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
委員	もう一点よろしいでしょうか。 候補地はいくつか出てくると思いますが、委員が知らない土地をこの地図だけで判断するのは非常に危険なので、どこかのタイミングで個人的には現地を見に行く時間を作るとか、みんなで見に行くとか、何かしていただきたいと思っています。
事務局	御意見ありがとうございます。 これから候補地がいろいろと出てくることになろうかと思いますが、第2回の委員会ではある程度絞り込んだ候補地数か所について、委員の皆さんと一緒に現地確認する機会を設けたいと思っております。その際は委員会の時間を長くいただくことになるかもしれませんが御協力の程よろしくお願いいたします。
座長	ありがとうございます。他に皆さんいかがでしょうか。
委員	先ほどの話ですが、3回目が8月ということですが、その時期は委員会に参加できなさそうなので残念です。意見があればメールなどで連絡させていただこうと思いますが、会議開催が少し早まれば嬉しいです。
座長	ありがとうございます。委員の皆様もそれぞれに御事情はあると思いますので、ぜひ事務局の方にはメールなどの手段で皆様の御意見が届くようにしていただければと思います。その他、皆さんいかがでしょうか。
委員	事務局から話があったと思いますが、第2回で現地に行くということですが、候補地を市で選んでからそこへ見に行くということですか。
事務局	ありがとうございます。 本日は候補地を絞り込むための条件というところを皆さんに御意見をいただきたいと思っております。この後にまた議題を進めていく中で御説明させていただこうと思っておりますが、条件を決めた後に皆様にも市内の中でどの辺りがいいののだろうかということも御検討いただきながら、地図をお配りしていますので、本日の委員会の後に、委員の皆さんからこの辺りはどうでしょうかと御意見をいただきたいと思っております。その後、皆さんからいただいた御意見と基本的な条件を重ね合わせながら、第2回の委員会の冒頭で、多めになるかもしれませんが、市から候補地をお示しさせていただくような流れになります。
座長	今日一番大事なのは、その選定の評価基準を皆さんで確認していただくということになろうかと思いますが、いかがでしょうか。まず、議案（1）ですけれども、候補地選定のスケジュール、この委員会のスケジュールが提示されていますがいかがでしょうか。8月については参加できない委員もおられますが、よろしいでしょうか。特に御意見がないようでしたら原案どおり進めさせていただこうと思います。ありがとうございました。 それでは次に、議題（2）火葬場整備基本方針について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	< 議題2 説明 > それでは議題（2）火葬場整備基本方針について御説明いたします。 資料2の2ページを御覧ください。まず基本方針とは、市が目指す火葬場像を定めたもので、火葬場の建設に関して最も重要となるものです。火葬場整備の基本的な考え方や方向性を示し、市がどんな火葬場を作っていこうとしているかについて、これまでの火葬場に対するイメージの払拭を図るとともに、市民と具体的なイメージを共有できるように定めるものです。今後の用地選定や実際の施設設計にも反映されていくものであります。そのため、わかりやすく具体的なイメージを持った基本方針を定めることが重要と考えております。 次のページを御覧ください。市が目指す火葬場像について、基本理念としてお示しをしております。基本理念は、昨年度の「あり方検討会」でいただいた御意見も踏まえて、「すべての人にやさしい 市民に親しまれ 永く愛される施設」にいたしました。「すべての人にやさしい」とは、新しく建設する火葬場が、故人や遺族、会葬者といった火葬場を利用する人にとってやさしいというだけでなく、周辺住民や火葬場で働く人の環境や心情に対しても配慮しているというような意味になります。「市民に親しまれる」とは、火葬場の本質は、故人と残された人が最後のお別れを行い、故人の死を受け入れる場であり、そういった場所としてふさわしく、市

	民に親しみを持って訪れていただけるというような意味となります。「永く愛される」とは、現代では家族の形態や地域とのつながりといったものが昔と比べて大きく変化してきており、それに伴って葬送行為も多様化しております。今後も時代とともに変化していくことも考えられるため、その時々時代のニーズに応えつつ、デザインにも配慮し、時代を超えていつまでも愛されるというような意味となります。 次のページを御覧ください。基本理念に基づいて基本方針を設定してまいります。基本方針は、空間に関する事項、機能に関する事項、立地に関する事項、環境保全・維持管理に関する事項の4項目で構成しています。まず、基本方針の1つ目、空間に関する事項は「誰にでもやさしく葬送の場として相応しい施設」とします。この基本方針の考え方は以下の5点でお示ししております。1点目は遺族や会葬者の心情に配慮して落ち着きとやすらぎを感じられる施設、2点目はプライバシーに配慮して他の会葬者を気にすることなくお別れができる施設、3点目が分かりやすい空間計画で誰もが利用しやすい施設、4点目が自然素材を活用した温かみのある施設、5点目が穏やかで自然光を取り入れた施設です。 次のページを御覧ください。基本方針の2つ目、機能に関する事項は「将来にわたって時代のニーズに対応できる施設」とします。この基本方針の考え方は以下の5点でお示ししております。1点目は将来増加する火葬需要に対応できる施設、2点目が多様化する葬送形態に対応できる施設、3点目が時代のニーズに的確に対応できる施設、4点目が自然災害に対して安全な構造・機能を備え、災害時においても火葬を継続することができる施設、5点目が災害時に避難場所等として複合的に利用できる施設です。 次のページを御覧ください。基本方針の3つ目、立地に関する事項は「周辺環境に配慮して誰もが安全安心に利用できる施設」とします。この基本方針の考え方は以下の4点でお示ししております。1点目が道路交通の利便性に優れ、誰もが安全に安心して利用できる施設、2点目は周辺環境との共存を図り落ち着いたお別れの空間を備えた施設、3点目が緑化を図り設備や建物による周辺環境への影響が抑えられた施設、4点目が自然災害の影響を受けにくい施設です。 次のページを御覧ください。基本方針の4つ目、環境保全・維持管理に関する事項は「環境負荷を抑えて維持管理しやすい持続可能な施設」とします。この基本方針の考え方は以下の5点でお示ししております。1点目はデザインに配慮しつつ建設費を抑えた施設、2点目がメンテナンス性に優れた維持管理しやすい施設、3点目が再生可能エネルギーを積極的に活用しエネルギーの効率化が図られた施設、4点目がカーボンニュートラルを目指して環境負荷の低減が図られた施設、5点目が将来のエネルギー転換を考慮した施設です。 資料2の最後のページを御覧ください。基本理念及び基本方針について御説明をさせていただきましたけれども、この基本理念及び基本方針を踏まえて、建設場所、施設規模、機能、デザイン、周辺整備などに関する考え方を整理して、火葬場整備を進めていくこととなります。なお、基本理念や基本方針などをまとめた火葬場整備基本構想は、今回、委員の皆様の御意見をいただきながら、次回委員会までに作成しお示しさせていただこうと思っております。 議題（2）の説明は以上です。
座長	ありがとうございました。盛りだくさんな内容なので、分けて質疑をさせていただきたいと思います。基本理念と基本方針に分けて、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。まず、基本理念について、案では「すべての人にやさしい 市民に親しまれ 永く愛される施設」ということです。こちらの資料の解説も合わせて、皆様から御意見をいただけますか。
委員	基本理念ですが、「すべての人にやさしい」というところは、この下の説明を見ても、腹落ちしやすいかなと思います。「市民に親しまれ」というところと、「永く愛される」というところが、「親しまれる」がライクで「愛される」はラブで、この2つは同じ方向を見た言葉ではないかと思いました。逆に、「愛される」と聞いたときに、火葬場は愛するものなのかっていうところが少し引っかかりました。火葬場は行きたい場所ではなくて、行かざるを得ない場所だと思っていまして、一般市民では多くても4、5回経験する程度かなと思います。友人とかが多ければもう少し多いかもしれないですけど。そういった時に訪れる場所ということで、訪れた時に、例えば古瀬間聖苑と比べてどうだとか、あの火葬場と比べてどうだとか、比較をした時に空間として良いとか、施設として良いっていうことを感じてもらうよ

	うな施設を目指したいと自分は思っています。なので、愛されるというよりは、この案で言うと、例えば市民に永く親しまれる施設という方が、全体的にじっくりくると感じました。以上です。
座長	ありがとうございます。そう言っていただけると、本当にそうですね。良く考えられている意見だなと、皆さんの成熟した議論そのものだなと思って感心しています。確かにライクとラブがあるから議論した方が良い、そのとおりだと思いました。他の皆さんもどうぞ御自由に御遠慮なく御発言ください。
委員	ちょっと気になったのですが、今のお話もあるのですが、一番大事なのは基本理念の中にある２項目です。市民に親しまれる、その最後のポイントで、親しみを持って訪れる施設となると、普段から手段がないと親しみが無いとしたら、突然火葬する時に親しみをといても親しめないで、普段からの親しみが必要です。それが基本方針のどこにもないような気がします。基本方針は基本的にこれで良いと思いますが、基本方針の中にこの２つが「市民に親しまれる」ということと、「親しみを持って」というところ、「普段から親しみを持って」が基本方針にないと感じました。少しきっかけとされた方が良かったので発言しました。以上です。
座長	ありがとうございます。私も火葬は今まで自分で何回行ったかなと数えたら、６回でした。さっきもおっしゃっていましたが、そんなにたくさん火葬場へ行かないと思います。でも普段から親しんでいないと、いざという時に親しみが感じられない。まさにおっしゃるとおりです。どうしたらいいのでしょうか。
委員	今と同じ話ですが、親しみをもってもらえる施設ということだと、ある程度の複合施設、いわゆる火葬場と何かの複合施設も検討の課題に入るのかなと思いますが、そこら辺はどうですか。ある程度、これからの検討の中で、複合施設も考えて行かれるということでしょうか。
座長	事務局の方から御説明いただきたいと思います。
事務局	施設の構成につきましては、やはり今後の検討事項になります。ただ、一番の本質は火葬場としてしっかりとした施設を作ることになりますので、まずはそこを念頭に置きながら、今後の施設計画の中で皆さんの御議論をいただくようなことと考えております。
委員	今の回答だと、基本方針には入らなさそうなので、おそらくこの「親しみを持って」は、普段から市民が親しみを持ってということになると、その機能に関わる事項の基本方針に何かその仕掛けが入っていないといけないと思います。要するにこの機能の中に「行く機能」があるから訪れているとか、そういった機能が入っていないと基本方針として足りていないという気がします。
委員	前回の検討会の時に、やはりその親しむためにはどういうものが良いかっていうことで、例えばその火葬場だけの閉塞的な施設ではなく、公園のような施設で誰もが来やすく、火葬の時だけではなくても誰でも来やすいという意見も多分出ていたと思います。何かそういう感じのものを盛り込んでいくと良いのかなと思っています。さっきおっしゃったように、すべての人にやさしい、永く市民に親しまれるっていうのはとても私も良いなと思っていて、親しむためには何か普段から市民に開かれた施設であるべきだと思います。
座長	ありがとうございます。その他いかがでしょうか。
委員	私の親しまれるという言葉の受け止めは、ある程度「誇りに思う」とか、そういうニュアンスだと思っています。例えば火葬の時に遠方から来た人がみよしの火葬場を見て、みよしの火葬場はいいねって言ってもらえるような施設になれば、みよし市民としてはやはり良いものを作ってくれたっていうことで誇りに思います。そういう意味で、そこから親しみが湧いてくるといったことで受け止めて親しまれるっていう言葉がいいかなと思っています。その他の火葬場以外の施設とか、そのプラスアルファが市民に対して親しまれるとか、そういうふうには考えていません。あくまで火葬場として「親しまれる」ということはどういうことかということです。繰り返しですけど、「誇らしく思えるような」というニュアンスだと思っています。以上です。
座長	ありがとうございます。現実の行動として火葬場へのアクセスに抵抗がないような施設になるのかという話と、「誇りを持てる」、例えばみよし市にはこんな素晴らしい火葬場があるんだっていう「誇り」の話での「親しまれる」になっています。今、その２つの親しまれるところの内容が、具体的な行動としての親しまれ方と、

	それから愛着みたいな、誇りが感じられるみたいなものの両面での親しみみたいなものが出てきました。両方あればそれが一番良いのかという気はします。他に御意見いかがでしょうか。
委員	すべての人にやさしい、人が集まれるだけだと、根本の基本理念として少し弱いというか、割とどこの市町村にもあるような普通の発想で、今言われたその「これ」という強い言葉が入る、愛されるっていうのは火葬場としては強いと思うのですが、それに代わるものとして、「これ」というものがないと、特徴というかそういうものが出てこないと思いました。それを踏まえて基本方針に取り組みられないといけないと思いました。
座長	ありがとうございます。
委員	文字の問題だと思いますが、文章の2つ目の基本理念のところの、最後の「親しみをもって訪れる」というところを変えたらどうかと。誇りを持って訪れるというのは覚えづらいと思うんですけど、ここが引っかかって、市民の人も多分これを読んで親しみをもって訪れようと思ったら、普段それはないという話になるのでこの文章を変えるかすれば、解決するような気がします。
座長	ありがとうございます。具体的な御意見として事務局も大変助かると思います。他の皆さんいかがですか。
委員	「親しみを持って訪れる」というのが気になります。親しみを持っていないと訪れてはいけないのか、というような感じにもなってしまいます。自分はそう思ってしまって、滅多には行かないとか、そんなに親しみが必要なのかというのがありますが、親しみを持って訪れられるぐらいで良いのかなと思います。
座長	ありがとうございます。
委員	検討会では何回か同じような発表をしましたが、「親しみを持って」というのもいいのですが、その火葬場に対する不安とか恐怖みたいな、なんか知らなくて怖いみたいな感情をなくすために、私は小中学生の社会見学とかで、そういう所を周って知ることができれば、火葬場が大事なもので必要、悲しい場所でもあるけれど、ここでお別れするといった場所として怖さを払拭するというきっかけになる授業とかがあれば、怖さがなくなり当たり前になると思います。そういうものとは別に公園を作るのも簡単かは分からないけれど、別のそういうものでも良いのかなと思います。
座長	ありがとうございます。こどもたちが見学してというのは、とてもいいなと思いました。今までの皆さんの議論を聞いて思ったのは、「親しまれる」と「愛される」というのはポジティブな言葉であり、多分、現状の裏返しだったと思います。みんなに怖がられるとか、嫌われるとかいう気持ちがあったらうから、それを何とかしてそういうものではないと、もっと大事なものですよ、だから親しんでね、愛してねっていうことで、皆さんは今まで勉強をして議論されているから、皆さんが思っていたことの表れとして多分ここにこういう言葉が出てきたと思いました。他の市民の方に「親しみをもって」というと、やっぱり違和感をもたれるかもしれないと、そういう観点をいただきました。どのようにまとめていきましょうか。何か御提案がありましたら、ぜひお聞かせください。さっきの「誇り」みたいなものをひとつ、同じような何かが出てくればいいのかと期待しています。いかがですか。
委員	皆さんの議論を聞いて、私もこの「親しみを持って」というのは少し引っかかるなと思ったんですけど、うまく言い表す言葉が出てこないのが本当のところですよ。あと、「誇り」っていうのはすごく大事で、先ほど言われたとおり、遠方の方で、初めての火葬場でこういうことがあったというその気持ちと遺族の気持ちを考えると、とても大事な空間を作らなければならないので、この言葉をうまくまとめたいただきたいと思います。
座長	その他いかがでしょうか。これまでの議論で。
委員	私も今、皆さんの御意見をお聞きして、これまでも皆さんの検討会とかでお話いただいた内容も踏まえて今お話を聞きして基本方針のところを拝見すると、どちらかというとハード整備としてどういう方針でやっていくかというところが、1、2、3、4とあるのかなという理解をしました。今まで言われたように、市民の方にこういう火葬場だよ、こういうところだよというふうに思っただけ施設にするためには、そのハードの部分以外にも、使い方や、そういったところもかかって

	くるのかなと聞いていて理解しました。ハードとしてどのような施設としていくかということですね。その施設の建物としてどういうものを整備していくのか、あるいはその周辺も含めてどういうものを整備していくのか、プラスしてその後どういう使い方をしていくのかみたいな、そういうなんていうか、この施設ができた後の市民の人たちの使い方のイメージ、そういうものも一般市民の方が少しでも思いつくようなものが何かしらもうひとつ、基本方針で入れられるものがあると良いのかなと思います。
座長	確におっしゃるとおりで、どのようなものを整備するか、それをどのように使っていくか、本来2つ入った方が建築としては良いのだろうなっていう気がしています。いかがですか。
委員	おっしゃるとおりだと思うんですけど、考えはいろいろありますが、今ここでそこまでの話ではないと思います。「親しみを持って」とは少し話が飛びますが、高齢者でも流行っているんですけど、エンディングノートを皆さん一生懸命、高齢者の方はそういう勉強もしています。例えばここで「避難所」というものもありますけど、普段の終焉を迎える終活の世界で、この場所、例えば、そういう部屋を利用してエンディングノートの勉強会とか、そういうのを行うとすると、普段から例えば高齢者の方で近くの方が、ちょっと行って、なんかこう相談できるとか、そういうことも機能に入れていけば、なんとなく親しみなのかと思います。この部分については、そのデザインとかもあるのですが、機能も関係するので、デザインと機能でいかにその誇れるものを醸し出していくかというのが大事だと思います。
委員	基本理念のところをもう1回見てみたのですが、2番目の項目のお話で挙がっている「市民に親しまれる施設」というところですが、最後のところの「親しみを持って訪れる施設」というところが、何か有効活用を考えているのかなという感じがしたんです。そうすると基本方針の②のところにつながっていくと思ったのですが、そもそもこの市民に親しまれる施設というところの文章が意味する「故人と残された人が」だということでしたら、故人の死を受け入れるための場として必要になっているので、実際に死に直面したというのか、死者というのか、弔う方々が主語のような気がしましたが、それ以外の有効活用というのが何かその複合的に両立できる施設、避難所ですとか、そういったところの基本方針はいいんですが、どうも主語が見当たらないような気がします。もし文章をつなげるのであれば、その市民に親しまれる施設のその項目のところの主語が変わってくるのではないかと思います。
座長	本当にそのとおりですね。さっと読んだ時は全然問題ないと私は思っていました、そう言われると確かにそのとおりですね。いかがですか、他に何かお気づきの点はありませんか。今日は、完全に終わらせるとか、基本方針の完成形をこの場で作るというのは難しいと思います。まだ思っていることを率直に言っていただいて、あとは事務局が適切に何とかして次回に持ってきてくれると期待しております。まずは皆さんお気づきだと思いますが、皆様はもうすでに議論を重ねていらっしゃるかもしれませんが、できるだけ一般市民の方が初めてこの基本方針を見た時にどうとるかというメッセージでも御検討いただいて、今日はそういう意味では、すごく素晴らしい御意見、御発言がいっぱいあったと思います。さらにもう少しだけ御意見をいただいてもよろしいでしょうか。
委員	内容の話ではなくて、今後この基本理念・基本方針のスケジュールをお聞きしたいと思ったんですけど、今回この委員会で皆さんで意見をいろいろ出していただいて、それを第2回でもう1回出していただくというような感じだったかと思いますが、その後ですね、市がこういう理念と方針でやっていこうと言って、市民の方に公開されるということでしょうか。そういうスケジュールとしてはいつ頃を予定されているのか。第3回のこの選定委員会というのが全部終わってからでも良いのか、大まかな事務局の考え方がどういうスケジュールなのか教えていただきたい。
事務局	今回の基本方針・基本理念も、候補地の選定に関わってくる部分になってきます。こういった立地でとか、こういった環境で整備していきたいというようなところもありますので、ここの議論を深めながら候補地の選定にも移っていくということになります。実際に基本構想としてお示しさせていただく時期につきましては、次回の委員会でも皆さんにはこんな感じで考えていますというのをお示しさせていただきますが、時期についてはもう少し考えさせていただけたらと思います。

委員	今回の皆さんからいただいた御意見は次の案に反映されますが、また次に出していただいた時も皆さんからするといろいろな意見が出ると、それもそこにできるだけ取り込んでいくとの理解でよろしいですか。
事務局	そのように考えています。
座長	時間もありますので次に進ませていただきたいと思います。 いろいろな御議論がありましたことを、事務局の方は今までの事を踏まえて理念のまとめをお願いいたします。基本方針に移らせていただきます。基本方針の①、②、③、④は基本理念ともかぶっていますが、お気付きの点をお聞かせいただきたいと思います。
委員	基本方針①から④を見ても抽象的というか具体性がないと思います。例えば、一番最初の法律に関するところとかだと、選んだところは後からなんとでも変えられそうな気がします。土地を選ぶにしても、建築家の方はこれで多分理解されると思うんですけど、土地によってというのもあるので、だから、具体的にそれぞれ機能も空間も出しておかないと、どこ土地か選べるのかなと思いました。
座長	もっと具体的な基本方針じゃないと難しいのではないのかという趣旨でしょうか。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。
委員	立地に関しての基本方針ですが、みよし市にある葬祭場を調べてみると8か所ありまして、三好インターの周辺の2か所、イオンとみよし市役所周辺で6か所ありました。道路交通の利便性という点では、この8か所の葬祭場から均等に近い位置が良いのかなと思います。やはり葬祭場で葬儀を行って、そこから火葬場へ移動する。多分、霊柩車と車で便乗して行って、火葬が終われば近親者だけ葬祭場に戻って初七日を行う。その他の人は解散ということかなと思います。そういう意味で、葬祭場からのアクセスっていう点も具体的に言ってみたらどうかと思いました。それで言うと、県道54号線や飯田街道などがメインになるかなと思いました。ここからのアクセスが良い場所っていうところが、選定の基準として有効ではないかと感じました。具体的という感じではありますが。
座長	ありがとうございます。その他いかがでしょうか。
委員	葬祭場は大事だと思うんですがなくなってしまう場合もあるので、あとお寺は多分無くならないのでお寺も入れて、葬祭場等も加味すれば意味があるかなと思います。もう一つは②の機能に関するところで、時代のニーズにということですけど、この時代のニーズが最初の文章にはどこにも出てきていないので、このニーズに対応できるというところに対応していないんです。なので、最初に作る時のスタート時点、例えば5年後、10年後とかビジョン的なものも含めて何か示しておいた方がなんとなく市民は「そうだね。そうなんだよね。」となる。建設が完了した頃には、そういうニーズだね。そういう具体的な内容が入っていた方がイメージしやすいかなという気はしました。ちょっと難しいかもしれませんが。
座長	そうですね。個人的には基本方針なのであまり具体的にしすぎると、がんじがらめになってしまう気もしています。大きな方針として合意が取れていれば良いのかなと思います。今おっしゃったように「お寺」や「葬祭場」みたいなものは先々10年も20年も分からないですから、あんまりガチガチに決めてしまうとやや難しい面も出てくる気もします。でも皆さんが説得力を持って、心理的にも具体的の方が分かりやすいということですね。確かにおっしゃるとおりだと思います。その他いかがですか。
委員	基本方針ですが、基本理念から繋がるかもしれませんが、「わかりやすい空間計画で誰もが利用しやすい」が、誰もが利用しやすい施設に当てはまるのかなと感じています。火葬場が誰もが利用しやすい施設という見方ができるのだろうか。これは考えなければいけないと思いました。
座長	はい、ありがとうございます。これに関しましてはいろいろ皆さんも思うところがあったかと思いますがお気付きの点がありましたら、ぜひ発言してください。
委員	先ほど言われた誰もが利用しやすいというのは、多分バリアフリー的なニュアンスで書かれているようなことだと自分は思いました。②の機能に関する事項の一番最後の「災害時に避難場所として」は、そのような時に利用できる施設というのはいらないというか、適さないのかなと思います。実際に、そういう時は火葬場として稼働しなければならないし、避難所として使うには少し不適切というか意味がないし、使えるわけがないっていう思いもあります。これはそもそもいらないのではな

	いか。もし避難場所とするとしても、一時的に雷などのシェルターの使うのはあるかもしれないけども、本当に一時的なものなのでこの部分は基本的にいらないのかなと思います。
座長	ありがとうございます。他いかがですか。
委員	検討会でも話しましたが、火葬場に対して賛成派と反対派の人がいると思うんですけど、賛成の人でも自分の家から見えることになると反対派になると思うんです。なので既存の住宅から建物が見えないことが重要なかなと思いました。
座長	それは重要なことですね。他にいかがですか。
委員	細かく見て気になるのは④です。環境負荷を抑えてということなんですけれども、これまでの検討会の議論でも、皆さんから、こういうことも入れた方が良くないか、あるいは逆に言うと、もう少し新しい技術の採用みたいなという御意見もあったので反映されていると思います。方針としてはこれで良いかと思いますが、ただ建設費を抑えた施設ということと、その再生可能エネルギーを使っていくということが、なかなか現状ではどうしてもそれを両立して達成するっていうのが難しいと思います。ですからパッと読んだ時に、どっちへ行こうとしているのかみたいな感じを受けるかと個人的に思いました。
座長	はい、ありがとうございます。その他何かお気付きの点ありませんか。
委員	今の意見に関係しますが、確かに建設費を抑えて再生エネルギーを使うと思ったら、再生エネルギーの投資効率ですが、市ですから上手に企業をうまく使えば問題ではないかと、例えば水素だったらその企業を混ぜるとか。最近、ソーラーなんかは全部買い取るところが整備してくれて、無料で設置してくれるというのもあります。ですから上手に、その社会インフラのサービスを上手に使ってやっていくっていうのを一言入れておくと、市民も持続できるかなというイメージを持っていただけかもしれません。実現できるかは別ですが。
座長	ありがとうございます。致命的にダメと感じるものも、是非この場で御発言いただきたいと思います。皆様のお話を伺っていくと、基本方針を練り上げていく上で大変貴重な御意見をいただけたかなと思っています。この後、事務局が皆さまからいただいた意見を基に整合を取りながら、全体をもう1回整えて見直していく作業になると思います。大筋のところではいかがですか、基本方針の①、②、③、④で、大筋のところでは何か大きな致命的だなと思われる点を、一般市民の目線で見ればこれはもう入れてはいけないというような、厳しいものがあつたらぜひこの場で御発言いただけたらと思います。いかがでしょうか。
委員	できれば「市民」という言葉をふんだんに使った方が良いと思います。主語に市民があります。そのあたりは最初に少し出てきてはいますが、基本方針の中には「市民」という言葉が少ないと思いますので、市民向けですので「市民」という主語を散りばめた方が良いと思いました。
座長	はい。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。
委員	「誰もが利用しやすい」というのは、バリアフリー的なものなのかと私も捉えています。バリアフリーという言葉はすごい響きが良いので、それは直接そのまま書いた方が良くないかなと思いました。
座長	ありがとうございます。皆様、一生懸命に市民の方が受け止めやすいような方法を考えてくださってありがたいことだと思います。特に大筋の部分で、問題ないということでしたら基本方針の議論を締めさせていただきます。いかがでしょうか。特に御異議ないでしょうか。ありがとうございます。では、皆様からいただいた意見を十分反映するよう事務局は修正案を検討してください。ありがとうございました。 では、続きまして議題（3）に入りたいと思います。議題（3）について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	< 議題3 説明 > それでは議題（3）建設候補地一次選定評価基準について御説明いたします。少し説明が長くなってしまうかもしれませんがどうぞよろしくお願い申し上げます。資料3の2ページを御覧ください。本市における将来の死亡数推計のグラフでございます。死亡数の推計は、本市の総合計画の人口推計を基に算出させていただいております。広報等でこれまでもお知らせさせていただいておりましたけれども、本市の

死亡数は近年増加傾向にあり、今後も増加を続ける見込みで、死亡数のピークは令和42年頃になると想定しております。

次のページを御覧ください。死亡数の推計を基に算出した将来の火葬需要について御説明いたします。将来の火葬需要は、想定される最大のケースを算出する必要があります。火葬需要につきましては、市外への流出や市外からの流入も考えられますけれども、市単独で設置するということでもありますので、市民優先として、想定される市内の死亡数全ての火葬を行うことができるということを前提とさせていただいております。また、死亡数の推計は5年間の平均でありますので、年度による増減を考慮しまして、2割の上振れを想定しつつ1日当たりの平均火葬件数を算出しております。

3ページのこちらの表の内容についてですけれども、一番上の年間平均火葬件数の欄は、先ほどの死亡数の推計を年間の稼働日数で割り返した数値となっております。年間の稼働日数は、正月の1日と友引の日を休場日と仮定して、年間で302日と設定しております。死亡数がピークとなる令和42年を例として御説明させていただきますと、推計に基づく年間の死亡数944人を稼働日302日で割ると、平均で1日あたり3.1件ということになります。2割の上振れを考慮した場合は、平均で1日あたり3.8件と算出されます。この値はあくまでも年間の平均値であり、実際の死亡数は時期によって増減し、特に冬場に多くなる傾向にあります。本市における過去10年間の月別の死亡数の状況を確認しますと1月の死亡数が最も多くなっており、平均で年間死亡数の約11%となっております。その割合を基に令和42年における1月の死亡数につきまして推計いたしますと、944人の11%でこちらが104件と推計されます。これを1月の稼働日で割り返した数値が中段の1月稼働日平均火葬件数になります。1月の休業日につきましては、正月1日のみと友引を休場日と仮定した稼働日、こちらが24日間ということと割り返しております。そうしますと平均で1日当たり4.3件、休場日につきまして、正月3日間と友引を想定した23日間で割ると、平均で4.5件となります。この計算では、正月の3日間のうちに1日は友引が入るというような想定で計算を行っております。ここからさらにですけれども、1月の死亡数も年度によって増減しております。過去の実績では、1月の死亡数の割合が年間の内で13%を超える年度もございました。最大のケースを想定するためには、1月の死亡数にも上振れを考慮する必要があります。その割合を2割と設定して先ほどの中段の試算結果を1.2倍して算出された数字が一番下の上振れを考慮した数値となっております。結果として、死亡数がピークになる令和42年において、年間の死亡数が最も多くなる1月で1日当たりの平均火葬件数が正月の休場日の設定にもよりますけれども、5.2件又は5.4件というような算出結果となります。そのため、1日あたり6件の火葬を実施することができれば、将来のピーク時においても火葬待ちが発生しないという試算になります。

次のページを御覧ください。1日あたり6件の火葬を実施するために必要な火葬炉数を受入れのタイムスケジュールを例に上げてお示しさせていただいております。火葬炉は1日あたり2回転の稼働が一般的でございます。また、火葬1回にかかる時間は、地域によっては火葬時間や告別、収骨にかかる時間を抑えて、なるべく火葬1回にかかる時間を短くしているところもあるようですけれども、この地域の地域性も考慮して、火葬1回当たりの時間は2.5時間ということで設定させていただいております。火葬炉を3炉としますと、受入れのスケジュールは午前10時から1時間に1件というような受入れとなり、余裕を持った受入れが可能となります。なお、火葬炉の保守点検や補修等により火葬炉1炉をやむを得ず休止する場合であっても、一時的に1炉1日当たりの火葬件数を3回に増やすことで6件の受入れが可能になります。このことから、火葬炉4炉では過大な設備投資ということが考えられまして、また、火葬炉2炉では余裕を持った受入れができないということが考えられますので、本市における必要な火葬炉数は3炉と設定させていただいております。

次のページを御覧ください。ここから、火葬炉を3炉と設定した場合に想定する施設規模を試算してまいります。まず、新しく整備する火葬場に想定される機能について、イメージしやすいように、現在、市民の方が主に利用している古瀬間聖苑と比較して御説明をさせていただきます。火葬場の施設構成は大きく分けて火葬施設、待合施設、葬儀施設となっておりますけれども、まず火葬施設について新しく整備する火葬場では、会葬者のプライバシーなどに配慮して個別化を図り、火葬炉1炉に対しては、告別室と収骨室が一体となった炉前ホールを1室設置することを

想定しております。また、火葬炉 3 炉のほか動物炉についての設置も検討することとしております。次に、待合施設についてですけれども、先ほどのタイムスケジュールを考慮いたしますと、3 組の会葬者が同時に施設を利用することが想定されるため、待合室は火葬炉 1 炉に対して 1 室設置することを想定しております。その他、利用者が不便を感じることなく利用しやすいように、火葬時間をお待ちいただけるよう、授乳室やキッズスペースなど、そのような施設の設置も想定してまいります。なお、葬儀施設につきましては、古瀬間聖苑には設置されておりますが、先ほど御発言もありましたように、本市には現在葬儀場が 8 か所ございます。そのため、公共として葬儀施設を設置することに関しては、今回の施設規模の試算においては想定をしておりません。

次のページを御覧ください。ただいま御説明いたしました施設構成から建物面積及び敷地面積の試算を行いました。火葬炉 3 炉と動物炉 1 炉で、建物は平屋を想定した場合の建物面積は、約 1,500㎡程度と、一般的な火葬場を想定しましたけれども、そのように試算されます。次に敷地面積についてですけれども、建物に必要な面積は、建物周囲の外構や敷地の形状なども考慮して、建物面積で算出された 1,500㎡に対して 2 割増やして、約 1,800㎡程度という想定をさせていただいております。また、構内道路を含む駐車場用地につきましては、先ほどと同様に 3 組の会葬者が同時に利用することを想定し、十分な台数を確保することとして約 1,500㎡と試算いたしました。さらに、周辺環境に配慮するために敷地の周囲に配置する環境緑地に必要な面積は、建物用地及び駐車場用地と同規模の面積として約 3,300㎡程度と想定させていただいております。合計しますと、全体で約 6,600㎡程度と試算されますけれども、この試算は、あくまでも一般的な施設構成から算出しているものでありますので、候補地の敷地状況や周辺の土地利用状況、施設配置等により面積は増減が想定されます。そのため、最低限必要な敷地面積は約 6,000㎡から 7,000㎡程度と幅を持たせた形で設定をさせていただきました。建物の大きさですとか敷地面積については、数字だけではなかなか想像できないかもしれませんが、本市北部にある「おかよし交流センター」、こちらは 2 階建ての施設ではありますが、建物の延床面積が約 1,800㎡、全体の敷地面積が約 8,500㎡になっておりますので、そのようなイメージからですね、少し大きさを想定していただければというようなことを思っております。なお、施設構成や機能等の詳細につきましては、具体的に施設計画を行う際の検討事項ということにさせていただいております。

次のページを御覧ください。候補地の選定に必要な一次選定評価基準について御説明させていただきます。議題（１）の候補地選定の進め方において御説明させていただきましたとおり、候補地選定につきましては、一次選定及び二次選定の二段階で選定を進めてまいります。まず一次選定では、基本となる条件を定めて建設可能エリアを絞り込むこととし、その場合に想定される条件は以下の 3 つが挙げられます。1 点目が候補地となる土地やその周辺環境といった自然環境条件、2 点目が関係法令や候補地周辺の土地利用状況といった社会的条件、その他 3 点目として、道路交通環境や上下水道、ガス等のインフラの整備状況、市街地や住宅地からの距離といった地域性なども考慮する必要があります。

次のページを御覧ください。候補地選定において配慮が必要な区域ということで以下の 4 点を挙げております。住宅地およびその周辺、教育施設周辺、保安林などの保全を図る森林、風水害や地震それに伴う液状化など自然災害が想定される区域が挙げられます。これらの区域につきましては、本市のまちづくり基本計画で定める土地利用誘導区域で大まかに整理されております。

ここからは参考にお配りしております地図を合わせて御覧いただきながら説明させていただきます。まず、本市が独自で設定している土地利用誘導区域について簡単に御説明させていただきます。左上にみよし市まちづくり基本計画と書かれている地図を御覧ください。この地図は、本市のまちづくり及び都市計画の基本的な方針として策定しておりますまちづくり基本計画において本市の将来都市構造を表した地図になります。土地利用誘導区域とは、本市が目指す将来都市像を実現するために市独自で区域を設定し、土地利用の規制誘導を図るというものでございます。

資料 3 の 8 ページに掲げているそれぞれの区域について御説明させていただきます。参考図の土地利用誘導区域図と合わせて御覧ください。住環境保全区域とは、主に一戸建ての専用住宅が集まって建っている区域とその周辺の区域のことであ

り、落ち着いた住環境の保全を図ることを目的として定められている区域です。地図で表されているのは緑色の区域、濃い緑色の区域ですとか、黄色の区域、また赤の斜線で示されている区域になっております。次に集落居住区域とは、主に市街化調整区域内で住宅が集まっているところでありまして、田園や里山などの周辺環境と調和したゆとりある居住空間を形成することなどを目的として定められている区域です。地図においてはオレンジ色です。本市の南側の方に多くあるかと思えますけれども、そういったところで囲まれている区域になります。次に教育環境保全区域とは、そのままの意味ではありますけれども、教育環境の保全を図ることを目的に定められている区域です。学校や保育園、図書館、そういった施設の敷地から200mの範囲で青く丸が付けられているところであります。次に自然保全区域とは、良好な里山風景や生態系の生息域を守ることを目的として定められている区域です。保安林や森林整備計画に定められている森林、ため池などがその対象の区域となっております。地図におきましては緑色の斜線です。そちらで示されております。最後に防災調整区域とは、洪水による被害を未然に防止、軽減することを目的として定められている区域で、土地利用誘導区域図においては、100年に一度の雨を想定した際に50cm以上の浸水が想定される場所ということで設定されております。地図でいきますと、黒い斜線の部分になります。最初に御説明いたしました候補地選定において配慮が必要な区域ということにつきましては、この土地利用誘導区域図と見比べていただくことで、大まかではあります、その位置や範囲が確認できると思います。なお、土地利用誘導区域図の中で、薄い緑の区域は農地の保全を図ることを目的とした農業保全区域となっております。また、工場等ですでに土地利用がされている区域もありまして、その部分についてはもうひとつ別の地図の都市計画図で御確認いただきますと、青く塗られている部分、本市の南部に多く立地していますけれども、工場等が立地している場所が青くなっている部分でございます。土地利用誘導区域図と重ね合わせていただきますと、白い部分がそこに重なってくるということが分かるかと思えます。

資料3の次のページ、9ページを御覧ください。このページではその他法規制等から検討すべき区域を挙げております。1点目が、墓地埋葬等に関する法律施行細則に基づく区域です。この施行細則では、火葬場の位置に関する基準が定められております。①として、河川、鉄道、国道や県道等の主要道路から20m以上離れていること。②として、住宅、店舗、学校、公園、病院等から220m以上離れていること。③として高燥、高燥とはそのままの意味で、土地が高くて乾燥しているという意味ですけれども、高燥で、かつ飲用水を汚染する恐れがない場所となっております。この基準におきまして、①と②においては、土地の状況その他特別の事由により、公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りではないというただし書きが規定されております。2点目が土砂災害の危険性のある場所、3点目が大雨の際に浸水が想定される場所です。この2点につきましては、参考図として洪水・土砂災害ハザードマップを添付させていただいております。色の濃さによって浸水想定の高さが変わりますが、こういった場所も考慮しながら候補地を選んでいく必要があります。この2つに、さらにもう1点、地震が起こった際に液状化の可能性がある場所も考慮する必要があるため、もう一つの地図で、本市の防災マップから液状化・活断層分布図も参考図として合わせて付けさせていただいております。最後4点目ですけれども、文化財保護法による埋蔵文化財のある場所です。この場所につきましては、愛知県が公開しているマップあいちからその位置や範囲が確認できる地図を参考として添付させていただきました。このページに挙げている区域につきましては、法令に基づく許可や対策工事、調査等を行うことで、建築物の建築等が認められる場合が多いですけれども、全体事業費や整備スケジュールに大きな影響を与えることが想定されます。

次のページを御覧ください。一次選定においては、ただいま御説明いたしました条件を考慮しながら、建設可能性のあるエリアで、かつ最低限必要な敷地面積が確保できると思われる場所を抽出していただきたいと思っております。その後、第2回の委員会では、抽出された場所の確認と、抽出された場所を評価するための評価項目及び評価基準について整理し、最後の3回目でその基準に基づき評価を行っていただくというようなことを考えております。

説明が長くなってしまいまして申し訳ありませんでしたけれども、議題（3）の説明は以上となります。

座長	はい。大変長い説明で消化不良を抱えているかもしれません。普通に生活している時に、建築基準法や都市計画法は目に見えないんですけど、実は結構がんじがらめで、今、皆様にお配りされている地図を御覧になっていただくと、いろんな網掛けがあって、その上にさっき最後に説明しました、その他の法規制等から検討すべき区域とかいろんなものがかかっております。そんなわけで、先ほど、もう少し細かく基本方針のところで決めた方がいいんじゃないかっていう御発言がありました。あんまりガチガチに決めると後々難しくなってくるというのはそういうことで、意外と融通が利かないというか、事前にこういう規制があるので、基本方針できっちり決めてしまうと、その後の調整が大変になってくるので、逆に法律で動かせないところもあるということでした。もう少し最初の方から補足しますと、将来死亡数推計とか、将来の火葬需要とか、必要火葬炉の数とか、想定していることの説明がありました。だいたいざっくり、どれぐらいの広さが必要なのか分からないと、場所探しもできないわけです。おおよそで6,000㎡から7,000㎡というのは多分それほど動かない数値と思っています。というのは、みよし市の人口推計をしてから、必要な火葬炉の数を算出していますので、もうこれはあまり変動がなく、これが2,000㎡になったり2万㎡になったりというような、大きな上振れや下振れっていうのはないものとお考えいただけると良いと思います。実際、最低限必要な敷地面積6,000㎡から7,000㎡ぐらいが取れる場所で、かつ法律の網に引っかからないようにしようということです。今、市役所の方で一次選定評価基準のスライド番号で言いますと、7、8、9というのをお示しくださっています。こういった条件でよろしいでしょうかというのが議題になってきます。この6,000㎡から7,000㎡というのは、その手前の推計から算出されて出てきた数字ですので、これは、例えば施設の計画によって多少上下はするものの、大まかにこれぐらいの広さが必要です。市内の北部にある、「おかよし交流センター」みたいな規模だそうです。皆さん御存知か分かりませんが、そのぐらいの規模だそうです。それぐらいの土地がある場所で、かつこの法の網にかかっていないところを探したいという話です。そういうわけで、それを整理したものが多分このスライドの7、8、9ページということになってくると思います。私のこの解釈、大丈夫ですか。
事務局	はい、大丈夫です。
座長	皆さんいかがでしょうか。この7、8、9ページに対して御意見ありましたら、難しいところだとは思いますがぜひお聞かせください。建築や都市計画に携わっていない人が発言するのは少し敷居が高いかもしれませんが、それでも何かお気づきのことがありましたら、本当に御遠慮なさらないで挙手していただけたらと思います。いかがでしょうか。
委員	7、8、9の前に数値的なことで聞きたいことがあります。自分が聞き漏れていたかもしれないですけど、火葬件数のところの上振れっていう、この上振れっていうのはどういうふうに考えたら良いのか。
事務局	あくまでも推計値は5年間の平均という形になります。死亡数も年度によってはその平均値が増減することになりますので、多くなる年度、そういったものを想定する必要がありますということで、推計値より多めに死亡数の件数を想定させていただいております。また、これは火葬が集中するような、特に冬期の1月、そういったことの考慮も考えております。
座長	多分、火葬するに当たってあまり余裕のない状況ではなく、若干、余力を持たせてありますよ、ということです。
委員	年間の上下する火葬件数の幅の余裕も取り込みながら試算しているというようなことですね。わかりました。もう1点お聞きします。機能のところの炉の「汚物炉」についてです。「汚物炉」と「動物炉」の関係ですが、「汚物炉」は古瀬間聖苑にはありますが、今回の施設整備では必要ないのか。あと動物炉は市として用意しなければならないのかどうか。今は一般的なのかどうか気になりました。教えてください。
事務局	ありがとうございます。「汚物炉」は主にお産の際に出てくる胎盤とかあるいは臓器であるとかそういったものを燃やすような炉になります。古瀬間聖苑に確認したところ、あまり使う頻度がないということでした。また、他の近年の火葬施設では人体炉、通常の火葬炉ですね、そういった炉の空き時間等を利用して火葬を行っているということになりますので、汚物炉の設置につきましては特別必要ないというように考えております。また、動物炉につきましては、やはり近年ペットの火葬と

	いうものの需要がすごく高まっております。今の古瀬間聖苑には動物炉はありませんが、近年新しく整備される火葬場、建て替えが行われる火葬場では、動物炉が設置されるケースが多いということです。先ほどの葬儀場の関係での話にもなりますけれども、みよし市の近隣でペットの火葬を主にやっているようなところがそれほどありませんので、みよし市において新しく火葬場を設置する際は、動物炉を想定しておいた方が良いのではないかと思います。これに関しても、先ほどから御説明させていただいており、施設計画の中で皆さんに御議論いただきながら、また改めて検討していくものですが、あらかじめ想定しておく中で施設規模を試算した方が良いという判断で、今回の建物面積の試算には載せさせていただきました。
座長	ありがとうございます。
委員	動物炉の話ですが、動物を飼っていないので分からないのですが、埋葬するような場所で一緒に燃やしてからそこで埋葬するのではないのでしょうか。自分で燃やしてからその埋葬する場所へ埋葬に行くのが普通なのではないのでしょうか。その埋葬する場所で燃やしてくださるのであれば、そこをお願いすれば良いと思いました。
座長	この質問に対して答えてくださる方はいますか。
委員	ペットの火葬は何度も行っていますが、結論するとケースバイケースです。火葬を受けてくれるところで毎回火葬しますが、ほとんどが骨を持って帰るっていうのが実態のようです。ペット専用の霊園がありますのでそこを利用する方もいます。
委員	それならペットの炉があっても良いと思いました。
委員	このペットの炉については先ほどの基本方針のニーズの話があったと思いますが、時代のニーズにも関係しているのかと思いました。そこまで考えられているのかどうか確かではありませんが、そう思いました。
座長	はい、ありがとうございました。
委員	ペット炉は考えたことがなかったんですけど、ペット霊園に火葬するところがあって、長久手にもあるのですが、個人的には市でこういう炉があると良いと思いました。
委員	私はペットが大好きでたくさん飼っています。やはり亡くなった時にどこで火葬するのかが一番大きな悩みでもありました。もし、市で動物炉があれば是非お願いしたいと思うし、身近なところにあるのでとても安心して任せられると思いました。ペットの需要も伸びていますのであった方が良いと思いました。
座長	ありがとうございます。その他いかがですか。
委員	炉の話ですが。火葬件数の一番ピークになるのが2060(令和42)年みたいで、考えてみたら35年後とか案外遠いという感じがしました。ネットで調べただけなのでこの情報が合っているかわかりませんが、一般的な火葬炉の耐用年数が15年から20年と書いてありました。そうすると35年先頃だと、その間に1回か2回のメンテナンス、入れ替えをするのかと思ったし、一番必要なのは35年後なのに、その前に火葬炉を3炉作るのはいらないとも思いました。できるかわかりませんが、建設当初は今の必要な数だけにして、後からピークになる時にまた1つ増やすとか、そういうふうにした方がお金もあまりかからないかと思いました。
座長	素晴らしいファシリティーマネジメントの観点からの御意見でした。今のこういった御発言も、ぜひ事務局の方ではしっかり控えておいてまとめていただければと思います。
委員	どうしても言いたいことだけ、言わせてください。この検討用の地図ですけれど、ここはダメという条件をプロットして、候補地はこの条件の中から選定するという地図を作っただけだと皆さんが検討しやすいと思いました。作るのは大変だと思いますけど、ここは大丈夫、検討しても良いっていう、分かりやすい地図が作ってあれば、市民へ説明するときもこのように法律に縛られているところは避けて、こう選びましたということも伝えやすいと思います。いずれ使う資料なので先に作って委員の人に公開した方が良いと思いました。
座長	ありがとうございます。確かに今日配られたあの地図を全部見比べて検討するのは私も嫌だなと思いましたので、そういった可能性はありそうでしょうか。事務局、大丈夫ですか。

事務局	なかなか難しい作業にはなるかもしれませんが、これから条件を設定していただく中でも、絶対ダメかどうかというところもなかなか難しいと思います。先ほど御説明させていただいたように、いろんな条件をクリアしながら、ここならこういう条件がクリアできればということも可能性としてはありますので、完全にどこを絞っていくかというところがなかなか難しいところがあります。実際のところ、ある程度皆さんの御意見をいただいた中でまとめるようにして、今だと色がいろいろ分かれていると思うので分かりにくいというところもあると思いましたので、そこがある程度まとまった形で示すことができるようなものを御用意できればと思います。
座長	その御用意はいつぐらいでしょうか。すみません。ちょっと事務局が考えている間にコメントをいただいてもいいですか。
委員	コメントというかですね、今皆さんおっしゃっていただいたとか、そもそもじゃあどういうところの場所がこの6,000㎡ぐらいから7,000㎡ぐらいあるのかっていうことだと思いますが、まずもって、今日初めて6,000㎡から7,000㎡ぐらいの規模と提示されましたけど、「おかよし交流センター」がこれぐらいの大きさだよっていうところが地図の上である程度これぐらいの大きさがあるって分かると思いますので、少なくともこれぐらいの大きさのところが必要なんだというような、この場所にそれができそうっていうのが難しければ、そういうのだけでもあった方が皆さんは分かるのかなと思います。
委員	地図に比較した形で6,000から7,000㎡ぐらいの大きさの丸といいますか、四角といいますか、そのようなものを示すことができれば、大きさは提示する地図の縮尺で変わるので、この地図に対してどれぐらいとかですね、お示しいただければと思います。
委員	すみません。今の議論と違う話ですが、この一次選定評価基準、二選定評価基準の話ですが、次回この二次選定評価基準も考えていきますという話だったんですが、今日もこの一次選定条件を出していただいたんですけど、どう二次選定基準と関わってくるのかというのが分からなかったんで、それを教えていただきたいです。一次選定基準は、法律上で除かないといけないような場所であったり、あるいは災害の危険性があったりするような場所は抜いた方がいいですよ、というお話だったと思いますが、二次選定評価項目とか基準というのは、これはどういうイメージになっているのでしょうか。そのあたり出てくるのでしょうか。どうでしょうか。
事務局	実際には、その時に候補地を評価するためにという形で項目と基準を整理しますが、例えば今後の選定スケジュールを考えた時に、整備事業費や整備スケジュールを考えた時の、住宅からの距離ですとか、アクセスのしやすさ、また土地の形状ですとか、その他には、埋蔵文化財ですと、その事業費がかかるというところで、その整備のしやすさだとか、そういった項目を基に評価することを考えております。
委員	分かりました。ということは、この10ページのスライドの一次選定評価基準というのでできるところ、その1、その2で、スライドでいうと、8ページ、9ページに基づいて、良い候補地にしていくにはこういう条件が必要であるというのが出てくるということですね。
事務局	はい、その通りです。
座長	今日、議題（3）でお話ししなければならないのは、割と法律で決まっている大きなざっくりした網なので、これでざっくりまず網をかけます。どうしてもダメなところは事実あるわけなので、それを外したところで良さそうな、6,000㎡から7,000㎡が取れるところはどこか、地域全体を皆さんで見ていただいて、候補地が出て、具体的な候補地が出てきたところで、もっと細かい網をかけるっていうのが、二次選定の評価項目というイメージになります。具体的に6,000㎡から7,000㎡の火葬場を作った時に、何か代わりが本当に出ないのかといった、もっと細かいチェックがこの二次選定だと思ってください。今日のスライドで言うと7、8、9ページにあるのは、割と法律で決められていることなので、あんまりどうにもならないっていうことになります。ただ、もし皆さんで何か抜け落ちとか、これはいらないのではないかなというのがあれば積極的に教えていただければ、市役所の方も多分助かると思います。いかがでしょうか、何かお気付きの点などありましたら。はい、どうぞお願いします。
委員	9ページにも書いてあります、「その他法規制等から検討する」ことについてですが、様々な法律が書いてあります。火葬場をどこかの場所に選定するに当たり、み

	よし市として特別に条例を制定するとか、要綱をつくるとか、そういう考えはあるのでしょうか。
座長	事務局、いかがでしょうか。
事務局	火葬場が建てられない場所として、条例を定めるということでしょうか。
委員	建てられないではなくて、建てられる建てられないという点にしても、その他の法律や要綱、様々な規制だと思いますが、そちらの兼ね合いもあって、ここではないものですから、法律的な規制というのか、縛りというのか、そういうものを緩和するというのか、みよし市としての条例で定めて、なんとかここに建設建築され、進めるというような意向があるのでしょうか。
事務局	火葬場建設のために新しく条例ですとか規則を定めるということは、現在は考えていません。絶対ダメという条件もありますが、今ある規制の中で、ただし書き等もあって、そこをしっかりと説明しながらクリアするとか、調査をしながら行くとこの条件は、もし本当に候補地がそういうところにかかれば、そういった条件を、今あるところの条件をクリアしながら計画を進めていく考えです。そのためにみよし市が何かしら決まりを作るとか、そういうことをしても、例えば法律の関係だったりすると、なかなかそこを上乗せして市が定めても難しいものですから、そういったところに関しては、市独自でというところは難しいと思っております。また、最後、火葬場を設置する場所が決まった時には、都市計画法という法律があり、場所を、火葬場の位置を決める手続きも必要になってきます。そういった手続きを取りながら、ここで火葬場を整備していきますということは、皆さんにお示ししながら計画していくものと考えております。
座長	よろしかったでしょうか。皆様、他に御意見ございませんでしょうか。
委員	基準の話ではないですが、「あり方検討会」で候補となるような話が出て、大きい森があるところはどうかと思ったんですが、航空写真で見ると、畑とかその他にもいっぱいあり、森とかを伐採してその費用を無駄にするより畑などに建てた方が費用はかからない気がしました。もともと平らになっている農地を使うのが良いと思っています。周りに住宅はなくて、でも上下水道は通っていないと思いますが、近くに工場があれば、多分そこまでは上下水道が通っていると思うので、上下水道はつながりやすいかなと思います。使われてない農地とかを活用していただけたらもっと良いと思いました。
座長	ありがとうございます。具体的な敷地については今後の議題と思います。時間も迫ってまいりましたので、まずは、今日のこの議題（３）の最後を確認したいと思います。将来の火葬需要から想定される面積がだいたい6,000㎡から7,000㎡ということで、その前提をお認めいただいた上で、一次選定の評価基準、スライド番号で7、8、9ページについてはこの方向で検討していくということでよろしいでしょうか。 特に御意見もないようですので、想定される条件であるとか、この一次選定の評価基準について御了承いただけたとさせていただきます。ありがとうございました。次に、スライド番号で言うと、10番の一次選定評価のところは今後の流れが書いてありますが、これは議題（１）のスケジュールでも確認されていますので、このところは良いかと思います。では、議事が終わりましたので、事務局へお返しいたします。皆さん、速やかな進行に御協力くださりましてありがとうございました。次回の委員会の予定等について事務局から御説明をお願いいたします。
経営企画部次長	皆さん、大変ありがとうございました。本日いただいた御意見についてですが、基本方針の修正等は次回にお示ししたいと思います。また、図面等は、市で考えて、先ほど御意見のあったような場所を含めて図面で範囲をお示したものを振り分けて、その図面を基に、市でまとめたものを作成し、皆さんにお示ししていきます。これにより候補地を絞っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 次回の開催ですが、今のところ7月の開催を予定しております。内容の詳細につきましては、また改めて御連絡させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。以上をもちまして、第1回みよし市火葬場建設候補地選定委員会を終了いたします。お疲れ様でした。お気をつけてお帰りください。